

令和5年4月

住宅用途の建築物環境計画書をご提出いただいた建築主の方へ

東京都 環境局

気候変動対策部 環境都市づくり課

住宅用途に新設される断熱・省エネ性能の基準について（情報提供）

平素より、都の環境行政に御協力いただきましてありがとうございます。

今般、2030年カーボンハーフの実現に向け「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」を改正し、建築物環境計画書制度の義務基準の新設・強化を図るとともに、3段階評価基準の全般的に見直す等、制度を大幅に強化します。

改正制度の施行は、令和7年4月1日を予定しており、施行日以降に建築物環境計画書を提出する案件は改正後の基準が適用されますのでご注意ください。

建築主の皆様におかれましては、建築物の環境性能の向上にもご貢献いただいておりますが、下記に住宅用途へ新設される義務基準の概要をご案内しますので、建築計画にあたっては、全ての住戸で以下の断熱・省エネ性能の基準を満たす必要がありますので御理解・御協力をお願いいたします。

■住宅用途の断熱・省エネ性能の基準を新設

	現行	改正後 (地域区分5, 6, 7)
外皮性能基準	基準なし	UA = 0.87 (W/(m ² ・K))以下*
省エネ性能基準	基準なし	BEI = 1.0以下*

※住宅仕様基準への適合も含む。

《問い合わせ先》

東京都環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課

TEL : 03-5320-7937